名古屋造形大学桃美会賞規程

（目的）

第１条　この規程は、名古屋造形大学第４年次学生が制作した卒業制作の優秀な作品に対し、名古屋造形大学桃美会から桃美会賞を贈ることについて定めるものとする。

（桃美会賞）

第２条　前条の目的のため贈呈する桃美会賞は、賞状及び副賞とし、副賞は予算の範囲内とし記念品又は金員とする。

（受賞者）

第３条　桃美会賞を受賞できる者は、名古屋造形大学第４年次に在学し、卒業制作に優秀な作品を制作し、かつ、学業優秀な者でなければならない。

２　受賞者は名古屋造形大学の各領域より各若干名とする。

（受賞者の選定）

第４条　桃美会賞の受賞者は、名古屋造形大学の領域長が前条の領域毎に推薦する候補者の中から名古屋造形大学学長が選定し、桃美会会長に推挙するものとする。

２　名古屋造形大学の領域長又は学長は、推薦又は推挙する該当者がいない場合は、その旨領域長は学長に、学長は桃美会会長に報告するものとする。

（授与）

第５条　桃美会賞の授与は、卒業式当日桃美会会長より授与する。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、桃美会総会の承認を得なければならない。

（事務の担当）

第７条　この規程に関する事務は、名古屋造形大学事務部に委任する。

附　則

この規程は、平成５年６月22日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2023年５月27日から施行する。